

稲城長峰ヴェルディフィールド 利用基準書

【目次】

1 使用時間

2 駐車・駐輪

3 施設の利用にあたって

4 施設共通事項

5 サッカー場・フットサル場

6 芝生広場

7 管理棟（多目的室・更衣室・トイレ・ホール等）

1 使用時間

- (1) 使用時間は、午前9時から午後9時(1コマあたり2時間の全6コマ)。
午後5時以降の芝生広場は、利用不可(※6月～8月は、午後7時まで利用可能)。
- (2) 室場内の準備・片付けは、使用時間に含むこと。
受付開始時間は午前8時45分、最終退場時間は午後9時15分です。
責任者が責任を持って時間を守り、使用終了後は速やかに退場してください。

2 駐車・駐輪

- (1) 管理棟駐車場……午前8時～午後9時30分
普通車 119台 大型車 4台 障害者用 4台 バイク 9台
芝生広場駐車場…午前8時～午後5時30分(※6月～8月は午後7時30分)
普通車 4台 障害者用 1台
- (2) 駐車場使用料は以下の通り。
 - 1時間未満…………… 無料(無料)
 - 1時間以上2時間未満… 200円(600円)
 - 2時間を超える場合…… 1時間ごとに100円(300円)加算
 - 24時間最大料金……………1,200円(3,600円)※ 括弧内は、大型自動車および中型自動車の料金。
※ 大型自動二輪車および普通自動二輪車は無料。
- (3) 当施設を有料で使用する者が、駐車場を使用する場合は4時間まで200円のサービスを行い、下記の通り減額する。
 - ア 駐車時間が2時間を超えて3時間以内の場合は、100円を減額する。
 - イ 駐車時間が3時間を超えて12時間以内の場合は、200円を減額する。
 - ウ 駐車時間が12時間を超えて13時間以内の場合は、100円を減額する。※ 大型自動車および中型自動車は除く。
- (4) 下記の場合、駐車料金は免除する。
 - ア 作業を依頼している作業車
 - イ 障害者手帳を提示した車
 - ウ 市または教育委員会が主催の事業での役員、申請する事業

- エ 指定管理者が行う事業（施設利用を促進する大規模なイベント）
 - オ 稲城市民体育大会、稲城市スポーツ大会での役員（上限8台）
 - カ 稲城市体育協会および同協会加盟連盟が誘致する都民体育大会での役員（上限6台）
 - キ 稲城市体育協会および同協会加盟連盟が主催するスポーツ大会での役員（上限8台）
 - ク 稲城市体育協会および同協会加盟連盟の誘致大会で連盟等が主管での役員（上限6台）
 - ケ 駐車場通勤申請をしている従業員車
- (5) 駐車券を紛失した場合は、利用者自身で発券機・精算機備え付けの専用電話よりお客様さぽーとセンターにお問合せください。
- (6) 自転車は所定の駐輪場にとめること(フットサル場横)。
※芝生広場、芝生広場側・歩行者用門前のスペース等は駐輪厳禁。
- (7) 駐車場を含む付近での遊戯・運動は禁止。
サッカー場周辺の芝生スペースや芝生広場(団体で利用する場合は予約が必要)を利用すること。
※サッカー場周辺の芝生スペースや芝生広場等の、芝生内ではスパイクの使用は禁止。また養生期間は立ち入り禁止です。

3 施設の利用にあたって

- (1) 施設を利用する場合、稲城市公共施設予約システムまたは管理棟窓口で事前に仮予約をしてください。
管理棟窓口で使用料を納入することで、本予約となります。
申込期間等の詳細は、稲城市ホームページ・公共施設予約システムのご利用案内（体育施設）をご確認ください。
- (2) 使用料納入後のキャンセルや還付、振替は原則不可。
ただし、天候不良の場合や施設設備不備の場合は振替いたします。該当の承認証を管理棟窓口にて提示して、希望日を指定してください。
天候不良の判断は、利用開始時間から1時間前の現地状況に基づきます。
また、利用開始から30分以内に発生した天候不良等で利用を中止した場合の振替は

認めます。

※天候不良・・・雨（小雨可）、雷鳴・落雷、降雪など。

指定管理者及び稲城市教育委員会の判断により、振替いたします。

- (3) 各室場の利用は、承認書と登録証を受付に提示し、受領印を持って承認を受けてから利用を開始すること(芝生広場の個人利用は除く)。
承認書の受付は予約コマの開始 15 分前より可能であり、室場は承認書の提示を受けてから開錠する。
- (4) 利用終了後は清掃・整備を行い、使用報告書を記入して提出すること。
- (5) 備品は正しく扱うこと。
- (6) 設備・備品が破損した場合、必ず使用報告書に記入して申し出ること。
- (7) 備品を当施設外で使用したい場合、使用器具借用書を提出すること。
管理者の許可を得て、物品借用書とともに備品を持ち出し、貸与期日満了日までに返却すること。
なお、下記の貸与条件を守ること。
 - ア 貸与物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は借受人において負担すること。
 - イ 貸与物品は、転貸してはならないこと。
 - ウ 貸与物品は、貸付けの目的以外の用途に使用しないこと。
 - エ 貸与物品は、貸与期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

4 施設共通事項

- (1) 室場・管理棟内、施設内通路や駐車場を含み所定の場所以外は全面禁煙。
喫煙所は、受動喫煙の防止を考慮し体育倉庫の横とする(移動の可能性あり)。
- (2) 芝生広場でのバーベキュー等の火気使用は厳禁。
- (3) ペットを連れての入場は不可(施設内通路等は可能)。
- (4) 着替えは管理棟の更衣室を利用すること。

- (5) 用具は大切に扱い、使用後は元の位置に戻すこと。
- (6) ゴミは責任を持って各自で持ち帰ること。
- (7) 近隣住民に迷惑をかけないように配慮を持って利用すること。
- (8) 業として撮影行為を行う場合は、使用日の「1ヵ月前の1日」～使用日の「14日前」までに稲城市教育委員会体育課または指定管理者に、稲城市体育施設撮影許可書を申請すること。
※撮影の他に、物品の販売・募金活動・興業等も稲城市体育施設内行為許可申請書の対象になります。
- (9) その他、係員の指示に従うこと。

5 サッカー場・フットサル場

- (1) シューズは専用のスパイクを使用すること(金属製のスパイク・ハイヒール不可)。
- (2) 入場前に、シューズの土やゴミをよく落とすこと。
- (3) 人工芝のため、フィールド内のライン引きは禁止。
- (4) フィールド内では、水分補給以外(水のみ)の飲食は禁止。
スポーツドリンク等を飲む場合、フィールドの外や観客席で飲むこと。
- (5) 観客席での飲食は可能であるが、必ずゴミは持ち帰ること。
ただし、酒類は不可。
- (6) 夜間照明を使用する場合は、受付で申し出て使用料の支払うこと。
1時間単位での使用になるが、最終点灯時間は午後9時のため、1時間に満たない場合でも午後9時に消灯する。
- (7) サッカー場でミストを使用する場合は、受付で申し出ること。
利用後は、ミスト使用報告書を記入して提出すること。

- (8) サッカー場で、観客席を背にゴールを設置してボールを蹴る場合は、ゴールの裏や横に人が立ち逸れたボールを止めるなど、観客の安全に配慮して行うこと。
- (9) 危険行為および人工芝を傷める行為は行わないこと。

6 芝生広場

- (1) 芝生広場側の車両用・歩行者用の門は午後5時30分(※6月～8月は午後7時30分)に閉門のため、それ以降の時間は通り抜けや車両の出し入れは不可。
- (2) スパイクの使用は禁止(ハイヒール含む)。
- (3) 自転車やバイク等の車両の乗り入れは禁止。
- (4) ドローンやラジコン飛行機等の使用は、他の利用者の安全確保のため個人利用・団体利用にかかわらず一律禁止。
- (5) 危険行為および芝生を傷める行為は行わないこと。
- (6) ペットを連れての入場は不可。

7 管理棟(多目的室・更衣室・トイレ・ホール等)

- (1) 管理棟内はスパイクでの入場禁止。
- (2) 飲食は可能であるが、必ずゴミは持ち帰ること。ただし、酒類は不可。
- (3) 節電・節水を心がけ、利用後は必ず電源を落とし退室すること。
- (4) 清潔に使用し、汚した場合は自ら清掃すること。